

三井住友信託銀行が実施する 東京センチュリー株式会社に対する サステナビリティ・リンク・ローンに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が東京センチュリー株式会社に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が東京センチュリー株式会社に実施するサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）（本ローン）に対して、Loan Market Association（LMA）、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）及び Loan Syndication and Trading Association（LSTA）によるサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）及び環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省ガイドライン）（SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)東京センチュリーのサステナビリティ戦略とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の設定、(2)融資条件と期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

(1) 東京センチュリーのサステナビリティ戦略と SPTs の設定について

東京センチュリーは、本ローンにおいて以下のSPTsを設定することで三井住友信託銀行と合意した。

SPT1：京セラTCLソーラー合同会社の太陽光発電事業による年間発電量及びCO₂削減貢献量目標の達成。

（2023年度以降の目標は2022年度の目標水準以上で設定）

SPT2：JCM（二国間クレジット制度）の想定GHG削減貢献量（累計）目標の達成。

※具体的目標値は2021年度発行予定のESGデータブックで開示予定。

SPT3：DX認定（経済産業省）を維持すること。

東京センチュリーは総合リース大手の一社で、国内でのリース取扱高シェアはトップクラスにある。国内連結会社（持分法適用会社含む）24 社、海外ネットワークは 30 以上の国と地域に及んでいる。事業分野別の内訳は、2020 年 3 月期のセグメント資産残高ベースで国内リースが 30.8%、国内オート13.2%、スペシャルティ（航空機、船舶、環境・エネルギー、不動産、その他（ストラクチャード・ファイナンス、その他））45.0%、国際 10.7%、その他 0.3%である。

東京センチュリーでは、経営理念として「事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献する」ことを掲げている。この経営理念の下、「金融×サービス×事業」を象徴とする独自性のある金融・サービスを提供することで事業を拡大してきた。

東京センチュリーが営むリース業は、借り手が多大な設備投資に係る初期コストを負担せず、新しい機器の導入が可能であるほか、商品の再利用、リサイクルに努めることで資源循環を促す機能がある。東京センチュリーはまた、金融・サービス業である当社の最大の資本が人財であることに鑑み、人権の尊重、ダイバーシティの推進、多様な働き方の提供などにより、社員のパフォーマンス向上を実現するほか、時代や社会の要請に則したクリエイティブな発想を促し、独自性のある金融・サービスの創出を目指している。

東京センチュリーは、本ローンにおいて、当社のサステナビリティに係る重要課題として重視している取り組みに関連した3つのSPTs（京セラ TCL ソーラー合同会社の太陽光発電事業による年間発電量及びCO2削減量、JCM活用による想定GHG削減貢献量（累計）、DX認定維持）を設定した。

SPT1に関して、東京センチュリーは2012年に京セラと共同で発電事業会社（京セラ TCL ソーラー合同会社）を設立し、太陽光発電事業を展開している。京セラ TCL ソーラー合同会社は、2020年3月末現在、76カ所316MWの発電規模を有している。太陽光・風力等再生可能エネルギーによる発電事業者の発電ランキングを見ると、京セラ TCL ソーラー合同会社の発電規模は2位、太陽光発電事業者に限ると国内最大規模であり、当社の再生可能エネルギー市場における貢献度は大きい。政府は2050年カーボンニュートラルな社会を実現するためのグリーン成長戦略において、あらゆる部門における電化を図ることを柱の一つに据えている。そしてその電力の50～60%を再生可能エネルギーで賄うことを目指している。京セラ TCL ソーラー合同会社を通じて再生可能エネルギーの供給量を増加させる東京センチュリーの目標設定は、上記政策に資する取り組みと言え、非常に有意義である。

SPT2に関して、東京センチュリーでは、世界30以上の国と地域に広がるグローバルネットワークを活用し、現地パートナー企業と協力しながら、日系・非日系企業に現地の様々なニーズにこたえる金融・サービスを提供している。JCMは、途上国の地球温暖化対策や日本メーカーの低炭素技術の拡大サポート、パートナー国の経済発展に貢献できる有意義な取り組みである。東京センチュリーはその幅広いネットワークを活用して、JCM事業を推進し、リース事業におけるライフサイクルマネジメントサービスと共に、循環型経済社会の実現に貢献している。東京センチュリーによるJCMの活動と今後の計画は、途上国及び日本双方にとって有意義であり、野心的な目標設定である。

SPT3に関して、東京センチュリーでは、今後10年間の目指す姿として、「信頼されるサービス・事業パートナー」となるよう、新しい事業領域への挑戦や新しいビジネスモデルの構築を、デジタル、モビリティ、CASE（Connected [コネクティッド]、Autonomous [自動化]、Shared [シェアリング]、Electric [電動化]）、サブスクリプションといったキーワードを基に行っていく計画である。サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」である「Society5.0」の時代において、社会的課題の解決に貢献し得るサービス提供には、DXの視点からのデジタルインフラの構築が不可欠であるが、東京センチュリーは業界に先駆けてこれに取り組んでいる。

以上より、本ローンで選定したSPTsはいずれも有意義性があり、野心的であるとJCRは評価している。

(2) 融資条件と期中のモニタリング体制について

JCRは、融資条件におけるインセンティブ内容について、三井住友信託銀行と東京センチュリーの双方が納得のいく形で設定しており、SPTsの達成状況については、東京センチュリーが三井住友信託銀行に対して年に1回報告予定であることを確認した。また、最終的なサステナビリティ達成度については、返済期限到来年に東京センチュリー、三井住友信託銀行及びJCRの3社で評価する予定である。

以上の考察から、JCRは、本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP等に適合していることを確認した。

*** 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。**

第三者意見

評価対象：サステナビリティ・リンク・ローン

借入人：東京センチュリー株式会社

貸付人：三井住友信託銀行株式会社

2021 年 3 月 31 日

株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	5 -
II. 第三者意見の概要	5 -
III. 本ローンの SLLP 等への適合性確認	6 -
1. 東京センチュリーのサステナビリティ戦略と本ローンで設定した SPTs の関係	6 -
1-1. 東京センチュリーのコアとなるサステナビリティ戦略	6 -
1-2. 東京センチュリーの設定した SPTs	7 -
1-3. サステナビリティ戦略と SPTs の整合性に関する SLLP 等への準拠性確認	8 -
2. SPTs の妥当性と融資条件におけるインセンティブの発生状況	10 -
2-1. 東京センチュリーの設定した SPTs の内容	10 -
2-2. 融資条件におけるインセンティブの設定状況	14 -
2-3. JCR によるインパクト評価	14 -
2-4. 目標設定に関する SLLP 等への準拠性確認	17 -
3. SPTs の進捗状況に係るレポート内容と方法の適切性	18 -
3-1. レポート内容とその方法	18 -
3-2. レポートに関する SLLP 等への準拠性確認	18 -
4. レビュー方法の適切性	19 -
4-1. SPTs の進捗状況に係るレビュー方法	19 -
4-2. 本ローンの SLLP 等への適合性に係るレビュー方法	19 -
4-3. レビュー方法に関する SLLP 等への準拠性確認	19 -
IV. 結論	20 -

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が東京センチュリー株式会社に実施するサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）（本ローン）に対して、Loan Market Association（LMA）、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）及びLoan Syndication and Trading Association（LSTA）によるサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）及び環境省によるグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省ガイドライン）（SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)東京センチュリーのサステナビリティ戦略とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の設定、(2)融資条件と期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

(1) 東京センチュリーのサステナビリティ戦略と SPTs の設定について

東京センチュリーは、本ローンにおいて以下のSPTsを設定することで三井住友信託銀行と合意した。

SPT1：京セラTCLソーラー合同会社の太陽光発電事業による年間発電量及びCO₂削減貢献量目標の達成。

（2023年度以降の目標は2022年度の目標水準以上で設定）

SPT2：JCM（二国間クレジット制度）の想定GHG削減貢献量（累計）目標の達成。

※具体的目標値は2021年度発行予定のESGデータブックで開示予定。

SPT3：DX認定（経済産業省）を維持すること。

東京センチュリーは総合リース大手の一社で、国内でのリース取扱高シェアはトップクラスにある。国内連結会社（持分法適用会社含む）24社、海外ネットワークは30以上の国と地域に及んでいる。事業分野別の内訳は、2020年3月期のセグメント資産残高ベースで国内リースが30.8%、国内オート13.2%、スペシャルティ（航空機、船舶、環境・エネルギー、不動産、その他（ストラクチャード・ファイナンス、その他））45.0%、国際10.7%、その他0.3%である。

東京センチュリーでは、経営理念として「事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献する」ことを掲げている。この経営理念の下、「金融×サービス×事業」を象徴とする独自性のある金融・サービスを提供することで事業を拡大してきた。

東京センチュリーが営むリース業は、借り手が多大な設備投資に係る初期コストを負担せず、新しい機器の導入が可能であるほか、商品の再利用、リサイクルに努めることで資源循環を促す機能がある。東京センチュリーはまた、金融・サービス業である当社の最大の資本が人財であることに鑑み、人権の尊重、ダイバーシティの推進、多様な働き方の提供などにより、社員のパフォーマンス向上を実現するほか、時代や社会の要請に則したクリエイティブな発想を促し、独自性のある金融・サービスの創出を目指している。

東京センチュリーは、本ローンにおいて、当社のサステナビリティに係る重要課題として重視している取り組みに関連した3つのSPTs（京セラTCLソーラー合同会社の太陽光発電事業による年間発電量及びCO₂削減量、JCM活用による想定GHG削減貢献量（累計）、DX認定維持）を設定した。

SPT1に関して、東京センチュリーは2012年に京セラと共同で発電事業会社（京セラTCLソーラ

一合同会社) を設立し、太陽光発電事業を展開している。京セラ TCL ソーラー合同会社は、2020 年 3 月末現在、76 カ所 316MW の発電規模を有している。太陽光・風力等再生可能エネルギーによる発電事業者の発電ランキングを見ると、京セラ TCL ソーラー合同会社の発電規模は 2 位、太陽光発電事業者に限ると国内最大規模であり、当社の再生可能エネルギー市場における貢献度は大きい。政府は 2050 年カーボンニュートラルな社会を実現するためのグリーン成長戦略において、あらゆる部門における電化を図ることを柱の一つに据えている。そしてその電力の 50~60% を再生可能エネルギーで賄うことを目指している。京セラ TCL ソーラー合同会社を通じて再生可能エネルギーの供給量を増加させる東京センチュリーの目標設定は、上記政策に資する取り組みと言え、非常に有意義である。

SPT2 に関して、東京センチュリーでは、世界 30 以上の国と地域に広がるグローバルネットワークを活用し、現地パートナー企業と協力しながら、日系・非日系企業に現地の様々なニーズにこたえる金融・サービスを提供している。JCM は、途上国の地球温暖化対策や日本メーカーの低炭素技術の拡大サポート、パートナー国の経済発展に貢献できる有意義な取り組みである。東京センチュリーはその幅広いネットワークを活用して、JCM 事業を推進し、リース事業におけるライフサイクルマネジメントサービスと共に、循環型経済社会の実現に貢献している。東京センチュリーによる JCM の活動と今後の計画は、途上国及び日本双方にとって有意義であり、野心的な目標設定である。

SPT3 に関して、東京センチュリーでは、今後 10 年間の目指す姿として、「信頼されるサービス・事業パートナー」となるよう、新しい事業領域への挑戦や新しいビジネスモデルの構築を、デジタル、モビリティ、CASE (Connected [コネクティッド]、Autonomous [自動化]、Shared [シェアリング]、Electric [電動化])、サブスクリプションといったキーワードを基に行っていく計画である。サイバー空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」である「Society5.0」の時代において、社会的課題の解決に貢献し得るサービス提供には、DX の視点からのデジタルインフラの構築が不可欠であるが、東京センチュリーは業界に先駆けてこれに取り組んでいる。

以上より、本ローンで選定した SPTs はいずれも有意義性があり、野心的であると JCR は評価している。

(2) 融資条件と期中のモニタリング体制について

JCR は、融資条件におけるインセンティブ内容について、三井住友信託銀行と東京センチュリーの双方が納得のいく形で設定しており、SPTs の達成状況については、東京センチュリーが三井住友信託銀行に対して年に 1 回報告予定であることを確認した。また、最終的なサステナビリティ達成度については、返済期限到来年に東京センチュリー、三井住友信託銀行及び JCR の 3 社で評価する予定である。

以上の考察から、JCR は、本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP 等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、本ローンに対して SLLP 等に即した第三者評価を行った。SLL とは、借入人が予め設定した意欲的な SPTs の達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした、ローン商品及びコミットメントライン等融資枠のことを言う。

SLLP は、4 つの原則からなる。第 1 原則は借入人のサステナビリティ戦略と SPTs が結びついていること、第 2 原則はターゲットの設定及び計測が予定されていること、第 3 原則は貸付人に対して定期的にインパクト・レポーティングが予定されていること、第 4 原則は SLL が内部組織又は第三者によって評価されていることである。

本第三者意見の目的は、SLLP 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本ローンの SLLP 第 1 原則～第 3 原則及び環境省ガイドラインへの適合性に関する確認を行うことである。

II. 第三者意見の概要

今回の評価対象は、三井住友信託銀行が東京センチュリーとの間で 2021 年 3 月 31 日付にて契約を締結する SLL である。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. 東京センチュリーのサステナビリティ戦略と本ローンで設定した SPTs の関係
2. SPTs の妥当性と融資条件におけるインセンティブの発生状況
3. SPTs の進捗状況に係るレポーティング内容と方法の適切性
4. レビュー方法の適切性

III. 本ローンの SLLP 等への適合性確認

1. 東京センチュリーのサステナビリティ戦略と本ローンで設定した SPTs の関係

1-1. 東京センチュリーのコアとなるサステナビリティ戦略

<事業概要>

東京センチュリーは総合リース大手の一社で、国内でのリース取扱高シェアはトップクラスにある。国内連結会社（持分法適用会社含む）24 社、海外ネットワークは 30 以上の国と地域に及んでいる。事業分野別の内訳は、2020 年 3 月末時点のセグメント資産残高ベースで国内リース 30.8%、国内オート 13.2%、スペシャルティ（航空機、船舶、環境・エネルギー、不動産、その他（ストラクチャード・ファイナンス、その他））45.0%、国際 10.7%、その他 0.3%である。

<経営理念・方針と価値創造プロセス>

東京センチュリーでは、経営理念として「事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献する」ことを掲げている。この経営理念の下、「金融×サービス×事業」を象徴とする独自性のある金融・サービスを提供することで事業を拡大してきた。

東京センチュリーが営むリース業は、多大な設備投資に係る初期コストを負担せず、新しい機器の導入が可能であるほか、商品の再利用、リサイクルに努めることで資源循環を促す機能がある。このことから、当社の事業活動は本来循環型経済社会の実現に大きな貢献が期待できる業態であり、事業を発展させることが即ち地球環境の保全等への貢献となる。東京センチュリーはまた、金融・サービス業である当社の最大の資本が人財であることに鑑み、人権の尊重、ダイバーシティの推進、多様な働き方の提供などにより、社員のパフォーマンス向上を実現するほか、時代や社会の要請に則したクリエイティブな発想を促し、独自性のある金融・サービスの創出を目指している。

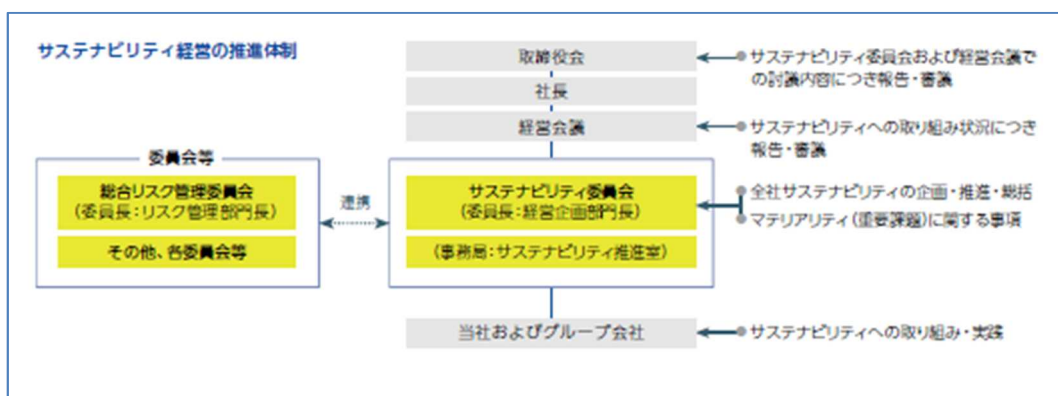
<サステナビリティ経営と推進体制>



（出所：東京センチュリー 新・第四次中期経営計画）

東京センチュリーでは、10年後、20年後の未来を想像し、必要とされる金融・サービスの創出を志向するバックキャスティングのもと、4つの観点（4事業分野の強みを発揮、課題解決推進、社内基盤の強化、エンゲージメント強化、社会課題）から、サステナビリティ経営を推進している。

東京センチュリーでは2018年4月にサステナビリティ委員会を設置し、①前者のサステナビリティの企画・推進・総括に関する事項、②サステナビリティにおける重要課題（マテリアリティ）について主に審議を行っている。そのうち重要な事項については経営会議、取締役会へ上程・報告する仕組みであり、経営陣のサステナビリティ経営に対するガバナンス体制が適切に構築されている。



（出所：東京センチュリー 統合レポート 2020）

＜サステナビリティの5つの重点取組（マテリアリティ）＞

東京センチュリーは、ステークホルダーからの優先度と当社の事業特性や自由度の高い経営環境を踏まえた優先度を勘案し、サステナビリティに係る重点取組事項として、以下の5つのマテリアリティを特定した。

- (1) 低炭素社会への貢献
- (2) 技術革新に対応した新事業創出
- (3) 社会インフラ整備への貢献
- (4) 持続可能な資源利用への対応
- (5) 人材力強化につながる職場環境整備

※共通基盤：多様なパートナーシップの活用による新たな価値創造

1-2. 東京センチュリーの設定した SPTs

東京センチュリーは、本ローンにおいて、上記マテリアリティで重視している取り組みに関連した3つのSPTsを設定し、その達成状況に貸出条件を連動させる仕組みとすることで三井住友信託銀行と合意した。

SPT1：京セラTCLソーラー合同会社の太陽光発電事業による年間発電量及びCO₂削減貢献量目標の達成。

(2023年度以降の目標は2022年度の目標水準以上で設定)

SPT2：JCM（二国間クレジット制度）の想定GHG削減貢献量（累計）目標の達成。

※具体的目標値は2021年度発行予定のESGデータブックで開示予定。

SPT3：DX認定（経済産業省）を維持すること。

SPTsとマテリアリティおよびSDGsの連関

SPT1:京セラTCLの太陽光発電量、CO ₂ 削減貢献量	
マテリアリティ:低炭素社会への貢献	SDGs 7, 13
マテリアリティ:持続可能な資源利用への対応	SDGs 9, 12
SPT2:JCM(二国間クレジット制度)の想定 GHG 削減量	
マテリアリティ:低炭素社会への貢献	SDGs 7, 13
マテリアリティ:持続可能な資源利用への対応	SDGs 9, 12
マテリアリティ:社会インフラ整備への貢献	SDGs 3, 11
SPT3:DX(デジタルトランスフォーメーション)認定(経済産業省)の維持	
マテリアリティ:技術革新に対応した新事業創出	SDGs 8, 9
マテリアリティ:持続可能な資源利用への対応	SDGs 9, 12

1-3. サステナビリティ戦略とSPTsの整合性に関するSLLP等への準拠性確認

東京センチュリーのサステナビリティ戦略とSPTsに関して、JCRは以下の項目についてSLLP等への準拠性を確認した。

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
SPTsは、借入人のサステナビリティ戦略に定められたサステナビリティ目標と関連付けられるか。また、その目標がSPTsとどのように整合しているか。	東京センチュリーは、経営理念として「事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献する」ことを掲げている。この経営理念の下、「金融×サービス×事業」を象徴とする独自性のある金融・サービスを提供することで事業を拡大してきた。東京センチュリーでは5つのマテリアリティを特定しているが、本ローンのSPTsはいずれもマテリアリティと深く関連のある目標設定となっている。
サステナビリティに係る全体的な目標、戦略、方針又はプロセスに関する情報が貸付人等に提供されているか。	東京センチュリーは、サステナビリティ推進体制、サステナビリティ推進の考え方、重点取組（マテリアリティ）の選定プロセス、特定した重点取組等に関する情報について、統合レポートおよびウェブサイト等を通して、貸付人を含め一般に広く提供している。

サステナビリティに係るマテリアリティとSDGsへの貢献度の確認、SPTsに関連して、借入人が遵守しようとしている基準・認証等があれば併せて開示しているか。	東京センチュリーは、サステナビリティに係るマテリアリティの選定プロセス、特定されたマテリアリティにおけるSDGsへの貢献度を統合レポートで開示している。 SPT1：太陽光発電事業では関連法令を遵守している。 SPT2：JCMについては当該制度を遵守している。 SPT3：DX認定を経済産業省から受けている。
--	---

2. SPTs の妥当性と融資条件におけるインセンティブの発生状況

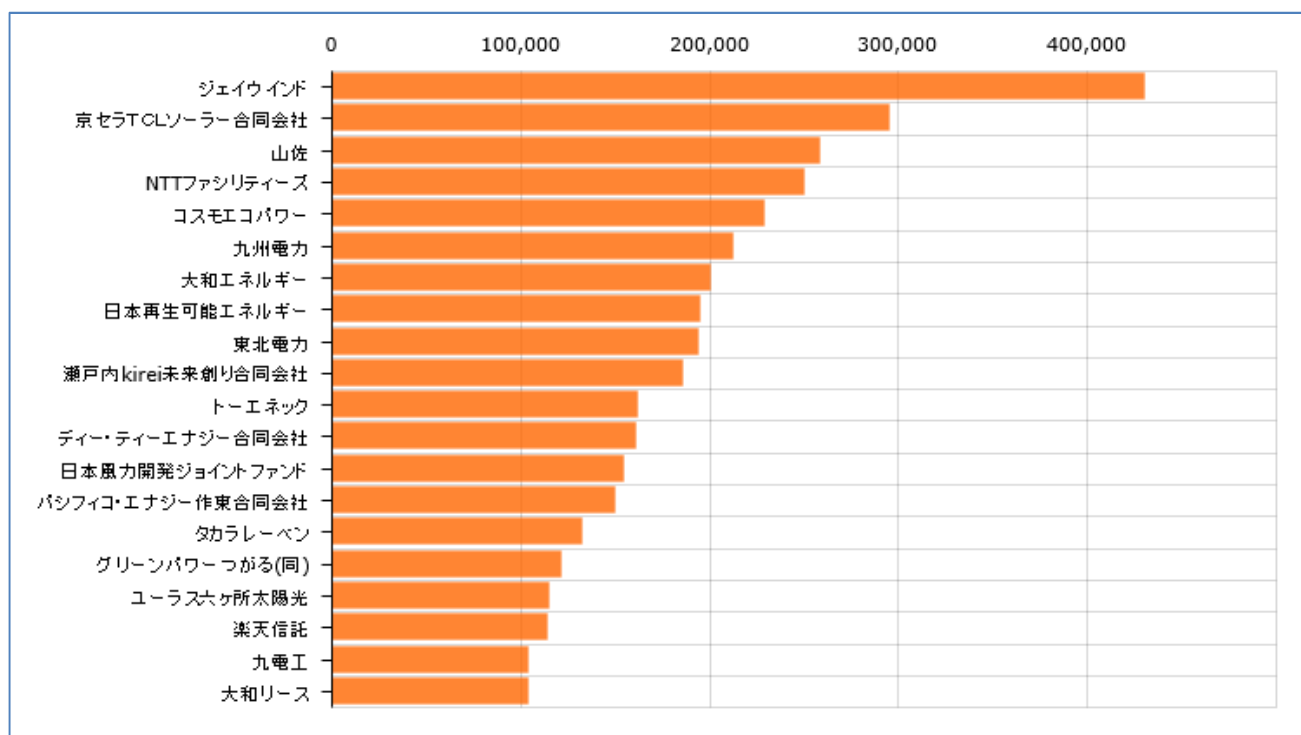
2-1. 東京センチュリーの設定した SPTs の内容

2-1-1. SPT1 太陽光発電量の増加目標の有意義性と野心度

東京センチュリーは 2012 年に京セラとソーラー合同会社（京セラ TCL ソーラー合同会社）を設立し、太陽光発電事業を展開している。京セラ TCL ソーラー合同会社は、2020 年 3 月末現在、76 カ所 316MW の発電規模を有している。

太陽光・風力等再生可能エネルギーによる発電事業者の発電ランキングを見ると、京セラ TCL ソーラー合同会社の発電規模は 2 位、太陽光発電事業者に限ると 1 位であり、当社の再生可能エネルギー市場における貢献度は非常に大きい。

＜再生可能エネルギーの最大出力規模（2019 年実績）＞



（出所：新電力ネット）

政府は 2050 年カーボンニュートラルな社会を実現するためのグリーン成長戦略において、あらゆる部門における電化を図ることを柱の一つに据えている。そしてその電力の 50～60%を再生可能エネルギーで賄うことを目指している。京セラ TCL ソーラー合同会社を通じた東京センチュリーの再生可能エネルギーの供給量を増加させる目標設定は、上記政策に資する取り組みと言え、非常に有意義であると JCR は評価している。

① 他社比較

再生可能エネルギー発電事業者の中でも太陽光発電の総出力規模が日本では最大であること、それをさらに増加させる計画であることから、相対的に野心度のある目標設定である。

② 自社の過去のトラックレコードとの比較

年度	2020	2021	2022
年間発電量（計画）	340,712MWh	355,000MWh	400,000MWh
2020 年度比伸び率		4%	17%
CO ₂ 削減量		148,213t-CO ₂ 以上	167,000t-CO ₂ 以上

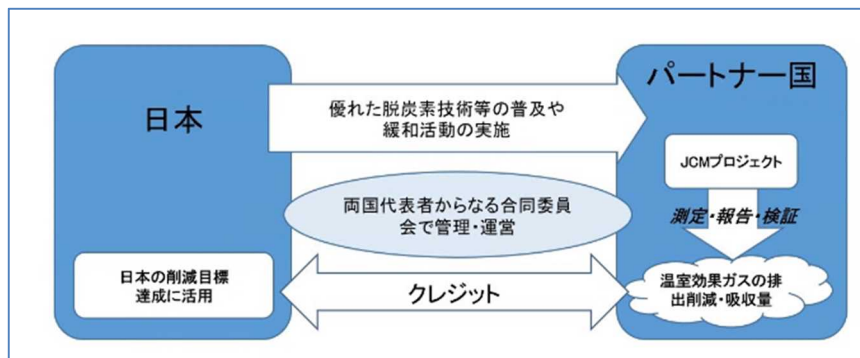
既に大規模な太陽光発電量を擁しているため伸び率でみた場合にさほど野心度が高い目標設定とは言えないが、年間 CO₂ 削減量は 2022 年度には 16.7 万トン以上と非常に大きな効果をもたらすことから、野心的な取り組みであると JCR は評価している。

2-1-2. SPT2 JCM の概要と有意義性・野心度

<JCM の概要>

二国間クレジット制度とは、途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度である。JCM の基本概念は以下の通りである¹。

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献する。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を、定量的に評価するとともに、日本の排出削減目標の達成に活用する。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目標の達成に貢献する。



（出所：外務省ウェブサイト）

<本 SPT の有意義性と野心度>

東京センチュリーでは、世界 30 以上の国と地域に広がるグローバルネットワークを活用し、現地パートナー企業と協力しながら、日系・非日系企業に現地の様々なニーズにこたえる金融・サービスを提供している。本制度は、途上国の地球温暖化対策や日本メーカーの低炭素技術の拡大サポート、パートナー国の経済発展に貢献できる非常に有意義な取り組みである。東京センチュリーはその幅広いネットワークを活用して、JCM 事業を推進し、リース事業におけるライフサイクルマネジメントサ

¹外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html

ービスと共に、循環型経済社会の実現に貢献している。

東京センチュリーは、金融機関では唯一、本制度を活用した事業活動を展開している。またその件数は 2017 年から累計 8 件に及び、件数ベースでは 2 番目に多く事業が採択されている。東京センチュリーでは、今後の JCM のパイプライン案件を考慮し、以下の想定 GHG 削減貢献値を定め、今回の SPTs として設定している。

JCM の課題として、今回の新型コロナウイルスの世界的流行により、工場等の稼働率が下がり、当初計画していた GHG 排出量の削減効果が難しくなる事態が発生している。政治体制が安定していない国もあり、事業が予定通りの進捗を確保できないリスクも有している。また、東京センチュリー自身が抱えるリスクとしては、共同事業者に補助金を一括して前払いするケースにおいて、①共同事業者が事業を撤退し、事業が引き継がれることなく補助対象物件が廃棄・処分される場合、②共同事業者が補助金返還に応じない、或いは応じられない場合に、補助金を代表事業者である東京センチュリーが返還しなければならないリスクがある。上記リスクを含みながらも、東京センチュリーは JCM が環境・社会・経済に多様なインパクトを有する点を重視し、引き続き積極的に事業化を図っていく計画としている。

以上から、東京センチュリーによる JCM の活動と今後の計画は、途上国及び日本双方にとって有意義であり、野心的な目標設定であると JCR は評価している。

2-1-3. SPT3 デジタルトランスフォーメーション（DX）認定の概要と有意義性・野心度

<DX の概要>

DX とは、2004 年、スウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマン氏が初めて提唱した概念で、「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」ことをいう。日本における DX は、2018 年に経済産業省が「デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン」の中で、より明確な定義が示されている。

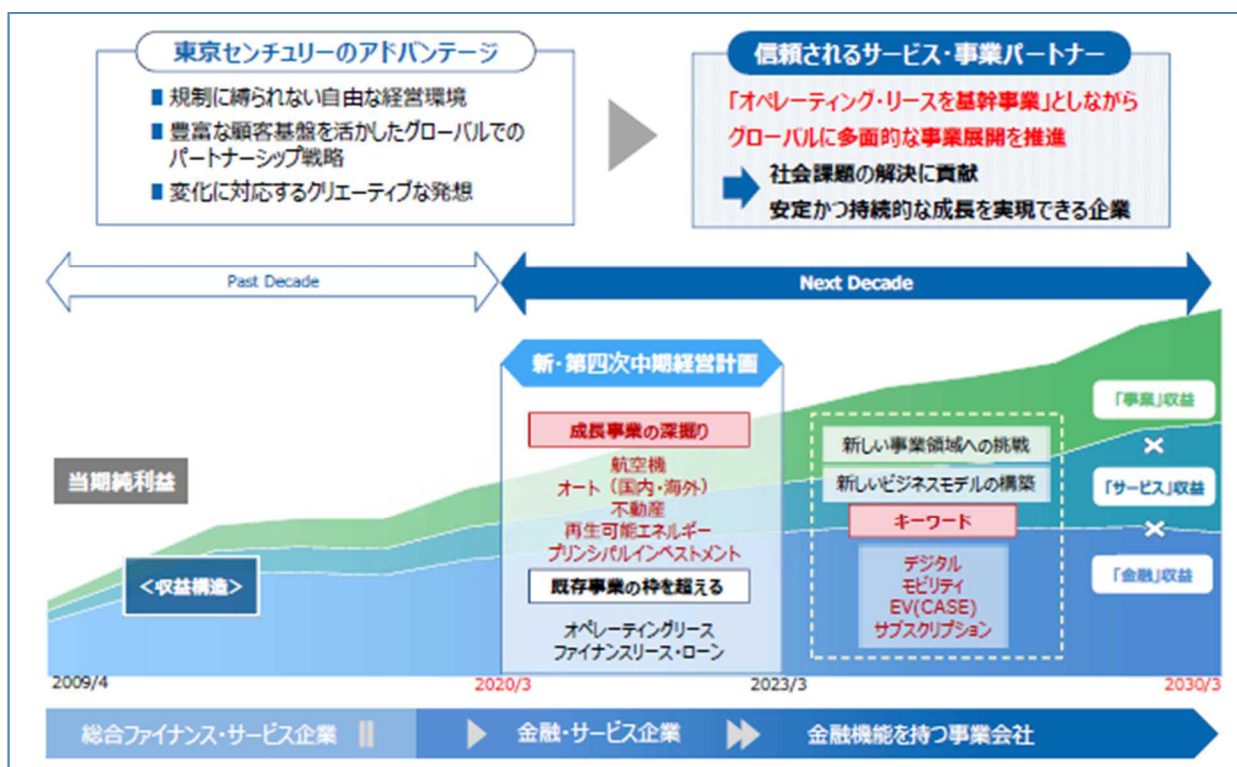
「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」

経済産業省の DX レポートによれば、多くの企業において既存システムが老朽化すること、システムを構築した担当者が退職でいなくなったことや、自社の業務に合う細かいカスタマイズを加えた結果、プログラムが複雑化したことでシステムの中身がブラックボックス化している。既存システムの問題を解消できない場合、DX を実現できないだけでなく、2025 年以降、日本経済には年間で最大 12 兆円の損失が生じる可能性がある。これが「2025 年の崖」である。

DX はまた、単にデジタル化を推進することを指しているわけではない。デジタイゼーション（ごく一部の業務やデータなどを単純にデジタル化すること）、デジタルイゼーション（業務プロセス全体をデジタル化し新たな価値やビジネスを創出すること）からさらに一步進め、DX では、デジタル化し創出された価値やビジネスによって社会的課題の解決や、人を豊かにする変革をもたらすことを意図している。

＜本 SPT の有意義性と野心度＞

東京センチュリーでは、今後 10 年間に目指す姿として、「信頼されるサービス・事業パートナー」となるよう、新しい事業領域への挑戦や新しいビジネスモデルの構築を、デジタル、モビリティ、CASE（Connected [コネクティッド]、Autonomous [自動化]、Shared [シェアリング]、Electric [電動化]）、サブスクリプションといったキーワードを基に行っていく計画である。新・第四次中期経営計画においても、重要テーマとして、デジタル技術活用によるビジネス変革の推進を掲げている。下図は、東京センチュリーが目指す「金融×サービス×事業」のビジネスモデルを図示したものだが、社会的課題の解決に貢献し得るサービス提供には、DX の視点からのデジタルインフラの構築が不可欠である。東京センチュリーは、主要な施策として、1. デジタル技術を活用した企業価値向上と競争力の強化、2. デジタル変革の実現を加速させる既存システムの抜本的見直し、3. デジタル変革の推進に向けた体制整備を挙げている。



（出所：東京センチュリー 新・第四次中期経営計画）

東京センチュリーは、6 年連続で経済産業省・東証が選定する「DX 銘柄」に選定されている。2021 年 3 月には、他社に先駆けて「DX 認定」を取得した。これは、上記施策におけるデジタル変革の推進に向けた体制整備が充分になされていることの証と言える。DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度である。DX を推進することによるデジタル技術の活用は、多方面における課題を解決する可能性がある一方で、収益化に至るまでには中長期的な計画と相応の先行投資を行いながら変革していく必要のある難しい取り組みである。これに業界でいち早く取り組み、体制整備と事業における DX 推進を図っている点は、有意義かつ野心的な取り組みであると JCR では評価している。

2-2. 融資条件におけるインセンティブの設定状況

本ローンでは、東京センチュリーのサステナビリティ目標達成にインセンティブをつけるため、返済期限到来まで、SPTs 達成の判定および利率見直しを行うこととしている。JCR は、当該条件について三井住友信託銀行及び東京センチュリーの双方が合意し、金銭消費貸借契約書に詳細な条件が記載されていることを確認した。

2-3. JCR によるインパクト評価

JCR は、本ローンで定められた SPTs が野心的かつ有意義なものであり、東京センチュリーの持続可能な成長及び社会価値の向上に資すること、並びにポジティブなインパクトの最大化及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いを確認するため、国連環境計画が策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) 原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って、SPTs の影響度（インパクトの度合い）を検討した。

多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか

(バリューチェーン全体におけるインパクト、事業セグメント別インパクト、地域別インパクト等)

本ローンで選定された SPT がカバーする事業分野と裨益する人々は以下の通りであり、多様なインパクトがもたらされることが期待される(インパクトカバー範囲は色塗部分)。

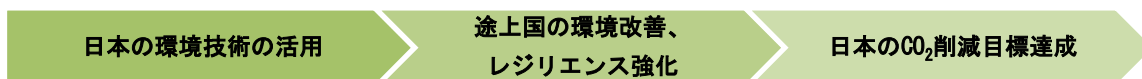
SPT1 太陽光	国内リース	国内オート	スペシャルティ	国際
SPT2 JCM	国内リース	国内オート	スペシャルティ	国際
SPT3 DX	国内リース	国内オート	スペシャルティ	国際

バリューチェーンで裨益するステークホルダー

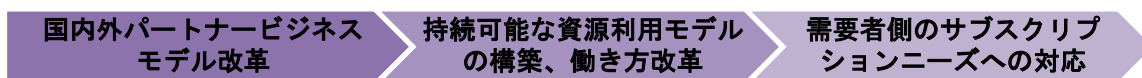
SPT1 太陽光：再生可能エネルギーの上流段階における供給量拡大により、以下のインパクトが期待される。



SPT2 JCM：日本の技術で途上国の環境改善に取り組むことで以下のインパクトが期待される。



SPT3 DX認定：事業活動における変革と新たなビジネス創出といったインパクトのみならず、業務ラインにおける効率化、働き方改革への貢献も期待される。



有効性：大きなインパクトがもたらされているか。

(SPTsが対象とする売上高、事業活動、対象となる地域、SPTs測定を行う事業活動の国内外におけるマーケットシェア等)

東京センチュリーは総合リース大手の一角で、国内でのリース取扱高シェアはトップクラスであり、マーケットに対する影響力は相対的に大きい。事業拠点は、国内連結会社（持分法適用会社含む）24社、海外ネットワークは30以上の国と地域に及んでいる。従って、東京センチュリーのSPTs達成に向けた取り組みの推進は、国内及び海外ネットワークに大きなインパクトをもたらすものと考えられる。

今般のSPTsについて、いずれも業界或いは国内の一般事業会社全体と比較してみた場合に、先進的かつトップレベルの取り組み実績を有していることから、各市場における大きなインパクトが期待できる。

効率性：投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか

本ローンは、以下の観点から投下資本に対して相対的に規模の大きいインパクトが期待できる。

- ・ SPT1：政府が再生可能エネルギーの割合の拡大を目指していることから、今後も再生可能エネルギーに対する需要拡大が見込まれ、長期的に安定したリターンを期待できる。
- ・ SPT2：JCMについては、補助金を受けて事業を行うことができ、その後の国内外のネットワーク強化を考慮するとリターンは大きく見込まれる。
- ・ SPT3：DXに対応しなかった場合、日本全体が2025年に迎える崖で受ける経済損失は最大年間12兆円とも言われていることから、先行投資は効率的である。

倍率性：公的資金又は寄付に対する民間資金活用の度合い

本ローンで対象とするSPTsのうちJCMについて、環境省から補助金が支給される。本事業が日本企業の技術を途上国に知らしめ、途上国では環境技術開発等がさらに進展し新たなビジネスをもたらす可能性を秘めていることから、公的資金による民間資金導入の倍率性は高い。

追加性：追加的なインパクトがもたらされているか

SDGsが未達あるいは対応不足の領域への対処を促しているか

SDGs実現のための大きな前進となっているか

東京センチュリーが特定した「サステナビリティの5つの重点取組（マテリアリティ）」のうち、SPT1～3の取り組みは、以下のSDGsに貢献することが期待される。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

8 働きがいも
経済成長も



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

11 住み続けられる
まちづくりを



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

12 つくる責任
つかう責任



目標 12 : つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.4 合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

2-4. 目標設定に関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
適切な SPTs は、取引ごとに借入人と貸付人グループとの間で交渉され、設定されるべきである。	SPTs は、東京センチュリーと三井住友信託銀行との間で交渉のうえ設定されている。
借入人は、1 つまたは複数の「サステナビリティコーディネーター」または「サステナビリティストラクチャリングエージェント」の支援を得て、サステナビリティ関連ローン商品をアレンジすることができ、また、任命されたコーディネーターまたはエージェントは、借入人との SPTs の交渉を支援する。	本ローン組成に際して、「サステナビリティコーディネーター」または「サステナビリティストラクチャリングエージェント」の設定は特にない。
SPTs は、借入人の事業にとって意欲的かつ有意義であるべきであり、また、あらかじめ定められたパフォーマンス目標のベンチマークに関連したサステナビリティの改善と結びついているべきである。市場参加者は、どのような目標も、直近のパフォーマンス水準（多くの場合、過去 6～12 ヶ月のデータ）に基づくべきであるが、直近が意味する期間はデータによってさまざまである。 SPTs は、内部指標（借入人がグローバル・サステナビリティ戦略に沿って定義する）と外部指標（外部の評価基準に照らして、独立した評価者が評価する）のいずれかである。	設定された SPTs は、東京センチュリーの「サステナビリティの 5 つの重点取組（マテリアリティ）」と整合的であり、同社の社会価値向上及び環境保全への取り組み推進に資する重要な目標である。 また、SPTs が意欲的かつ有意義であるか否かについて、JCR は国連環境計画の PIF 原則で提示されている 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）からインパクト評価を行った結果、総じて意欲的かつ有意義な目標であることを確認した。 なお、SPTs は事業実績と密接に関連しており、内部指標として東京センチュリーが定めている。
SLL は、借入人のサステナビリティを向上させることを目指しており、借入人のパフォーマンスと、あらかじめ決められた SPTs のベンチマークの比較によって融資条件を調整することによって達成を図る。	本ローンでは、東京センチュリーのサステナビリティに係る努力にインセンティブをつけるため、SPTs の達成状況の確認日、達成及び未達の場合の諸条件について、同社及び三井住友信託銀行の双方が合意している。
融資条件と借入人のサステナビリティのパフォーマンスを結びつけることで、借入人に融資期間を通じてサステナビリティに関する内容を改善するインセンティブが発生する。	
借入人は、関連する SLL 商品を利用するために、SPTs の適切性について第三者意見を求めることが推奨される。	SPTs の適切性について、JCR が独立した第三者機関として、本第三者意見を提供している。

3. SPTs の進捗状況に係るレポート内容と方法の適切性

3-1. レポート内容とその方法

東京センチュリーは、設定した SPTs の進捗状況について、三井住友信託銀行に対し、年に 1 回報告する予定である。また、返済期限が到来した際には、東京センチュリー、三井住友信託銀行及び JCR の 3 社間で本ローンに係る振り返りを行い、SPTs の達成状況に加え、東京センチュリー及び社会に対するインパクトの発現状況を評価することとしている。

3-2. レポートに関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
借入人は、可能な場合には、SPTsに関する最新情報（外部のESGの格付けなど）を提供し、直ちに利用できるようにすべきである。そのような情報は、少なくとも年1回はローンに参加する金融機関に提供される予定か。	東京センチュリーは、三井住友信託銀行に対して年1回、SPTsの進捗状況に係る情報の提供を予定しており、適切である。
この市場では透明性が特に重要であるため、借入人はSPTsに関する情報を公表することが望ましい。当該情報は借入人の統合報告書やサステナビリティレポートに記載される等公表の予定はあるか。 (※常に公表する必要性はなく、適切な場合に借入人はこの情報を公に利用可能にするのではなく、貸付人と非公開で共有することを選択することができる。)	SPTsに関する情報は、東京センチュリーの統合レポート及びウェブサイト上で開示の予定である。
借入人は、基礎となる評価手法及び/又は前提条件の詳細を提供しているか（推奨事項）	東京センチュリーは、以下の事項に係る書類・情報を三井住友信託銀行およびJCRに提供した。 ・ SPT1 太陽光：ポートフォリオの内訳 ・ SPT2 JCM：採択案件・パイプライン案件一覧 ・ SPT3 DX：認定制度の概要、DXに係る社内体制、今後の方針

4. レビュー方法の適切性

4-1. SPTs の進捗状況に係るレビュー方法

東京センチュリーは、前項で確認の通り、年に 1 回三井住友信託銀行に対して SPTs の進捗状況を報告することとしている。また期中において、SPTs の進捗状況に合わせた貸出条件見直しを設定している。返済期限到来時には、SPTs の達成状況及びサステナビリティ経営と企業価値向上に対する本ローンの成果について、東京センチュリー、三井住友信託銀行及び JCR の 3 社で確認する予定である。

4-2. 本ローンの SLLP 等への適合性に係るレビュー方法

本ローンの実行に際し、SLLP 等への適合性については、東京センチュリー及び三井住友信託銀行の同意のもと、JCR が独立した第三者機関としてレビューを実施するとともに、本第三者意見によって取りまとめを行う。本第三者意見は広く一般に開示予定であり、本ローンの透明性は高い。

4-3. レビュー方法に関する SLLP 等への準拠性確認

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
外部評価の必要性は、取引ごとに借入人と貸付人の間で交渉され合意されなければならない。	SPTs の進捗状況及び本ローンの SLLP 等への適合性に係る外部評価については、東京センチュリーと三井住友信託銀行の間に締結される金銭消費貸借契約書に、その必要性が記載される予定である。
SPTs に関連する情報が公開されていない場合、または監査/保証に関する声明が添付されていない場合、借入人は SPTs に対するパフォーマンスについて外部評価を求めることが強く推奨される。	本ローンで設定された SPTs に係る情報は、東京センチュリーのウェブサイト、外務省の JCM 関連サイト、経済産業省の DX に係るウェブサイト等で開示されている。
借入人が第三者認証を求める取引においては、借入人は、監査人、環境コンサルタント、独立した格付機関などの資格を有する外部の評価者によって、少なくとも年 1 回は SPTs に対するパフォーマンスを独立した立場で検証されるべきである。このような外部の評価者は、ローンに参加する金融機関の同意を得なければならない。さらに、必要に応じて外部レビューを公開することも推奨される。	太陽光発電による CO ₂ 削減量は他の環境関連データと共に監査法人から第三者認証を受ける予定である。 JCM は環境省により補助対象足り得るか、案件毎に審査を受けている。 DX の推進については経済産業省の DX 認定を二年に一度更新予定である。
借入人は、適切な場合には、また、機密性および競争上の考慮をしつつ、SLL に関して SPTs に関連して有する内部の専門知識の記述を、借入人のウェブサイト等を通じて公開すべき	東京センチュリーは、SPTs に関する情報を統合レポート及びウェブサイト上で公開する予定である。

である。	
レポーティングが完了し、外部評価が行われた後、貸付人は、提供された情報に基づいて SPTs に対する借入人のパフォーマンスを評価する。	三井住友信託銀行は、東京センチュリーと合意のもと、SPTs に対する東京センチュリーのパフォーマンスを評価する予定である。

IV. 結論

以上の考察から、JCR は本第三者意見の提供対象である本ローンが、SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・山内 崇裕

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、評価対象の、ローンマーケット協会（LMA）の策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）及び環境省が2020年3月に策定したグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及びJCRが独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCRは借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本評価を実施するうえでJCRは、LMA及びUNEP FIが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しないポジティブ・インパクト・ファイナンス モデルフレームワーク

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCRが関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCRの第三者性

本評価対象者とJCRとの間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書はJCRの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、貸付人が東京センチュリーに対して実施するサステナビリティ・リンク・ローンについて、Loan Market Associationの作成したサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ 認定検証機関）
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録） ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル